

新型コロナウイルス感染拡大警報
(富山アラート)

令和 2 年 8 月 11 日
富山県知事 石井 隆一

ロードマップの判断指標のうち、新規陽性者数(指標③)や感染経路不明の新規陽性者数(指標④)が基準を上回り、入院者数(指標①)も宿泊療養が可能と思われる20~30歳代の無症状者、軽症者を除いても20人余りとなったことや、直近1週間と先週1週間の新規感染者数の増減率(参考指標B)が2.9倍となっていること等から、重症病床稼働率(指標②)は低いものの、総合的に判断し、本日、富山県全域に新型コロナウイルス感染拡大警報(富山アラート)を発出いたします。

県内では、7月2日以降、これまで66人の感染が確認されており、当初は感染者の多い東京など大都市部等との往来が原因と思われる感染や若年者の感染が目立ちましたが、最近は県内でのカラオケ利用によるクラスター(集団感染)の発生や家族内感染など、身近な場所での感染が広がっており、重症化しやすい高齢者の感染も増加しています。

今後さらに感染が拡大すれば、高齢者などの重症患者も増加し、県内の医療提供体制がひっ迫する恐れがあることはもちろん、ロードマップのステージ2の措置として県民の皆様には、改めて夜間の外出自粛や感染が拡大している地域への移動自粛などをお願いしなければなりません。こうした事態にならないよう、県民・事業者の皆様には、改めて、

- ① 3密の徹底的な回避、手洗いやマスク着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染防止対策を継続する「新しい生活様式」の徹底
- ② 首都圏・関西圏・中京圏などをはじめ感染者が多く発生している地域との往来は、特に緊要度の高いものを除き自粛
- ③ 親族や友人が集まり会食する機会等における感染防止対策の徹底
- ④ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

に加え、⑤重症化しやすい高齢者への感染予防行動の徹底や大声をあげる環境の徹底的な回避(例えばカラオケ業界団体のガイドラインでは、室内の適切な換気や、歌唱の際はマスク又は目や顔を覆う防護具の装着が必要)をお願いいたします。

これ以上感染を拡大させないためにも、また、たいせつな人を守るためにも、県民・事業者の皆様には、これまで以上に、より高い緊張感を持って行動いただきますよう切にお願いいたします。

新型コロナウイルスに打ち克つためのロードマップ①

強化・緩和の判断指標（直近 1 週間平均）

	指 標	基 準	現 状 (8/10現在)	備 考
医療提供 体制	①入院者数 (直近 1 週間平均)	100人未満	35.6人 ※20～30代の軽 症者除き 21.6人(暫定)	【警戒情報】 ③、④の指標のいず れも基準に到達し、① または②の指標が一 定程度上昇した際に 警戒情報発令
	②重症病床稼働率 (直近 1 週間平均)	30%未満	1.6%	
感染状況	③新規陽性者数（人口100万人当たり） (直近 1 週間 1 日当たりの平均)	2.5人未満	5.5人 東京都：24.1人 大阪府：22.1人	【Stage2】 ③、④の指標のいず れも基準に到達かつ ①または②の指標が 基準の50%に到達し数 日継続した際に発令
	④感染経路不明の新規陽性者数（人口 100万人当たり） (直近 1 週間 1 日当たりの平均)	1.0人未満	2.1人 東京都：15.3人 大阪府：14.5人	
	④A陽性率 (直近 1 週間平均)	7%未満	9.0%	
	⑥直近 1 週間と先週 1 週間の増減率	1以下	2.9	
参考指標				【Stage3】 ①～④の指標全てが 基準に到達し数日継 続した際に発令

敬告戒情報發出

業種別のガイドラインの策定・実施、「新しい生活様式」の県民への浸透の状況を踏まえ、原則、休業要請は行わないこととする

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養 施設の設置について

現在、富山県内では、新型コロナウイルス感染者数が急速に増加していますが、医療資源の有効活用の観点から、無症状又は軽症の患者には医療機関以外の場所で療養していただくことが喫緊の課題となっております。

県では、軽症者等を受け入れていただける宿泊施設を公募し、複数の宿泊施設事業者と協議を重ねてきました。この度、地域の方々のご理解と近江天秤商株式会社おうみてんびんしょうのご協力を得て、次の施設での宿泊療養を開始することとなりました。

なお、当該施設のほかに 100 室程度の宿泊療養施設を準備しています。

1 選定施設 越中山田温泉「玄猿楼」げんえんろう（全 53 室）

富山市山田湯 1017

2 選定の考え方

- ・ 県からの要請に応じて速やかに受け入れ開始ができること
- ・ 現時点で新型コロナウイルスの感染者数が最も多い富山市内に所在
- ・ トイレ付きの個室が 50 室以上まとめて確保が可能
- ・ 汚染区域と清潔区域を明確に区分け（ゾーニング）することができる施設構造等から総合的に選定

3 宿泊療養施設としての開設期間

令和2年8月13日（木）～ 令和2年12月末（状況に応じて延長）

4 入所可能患者数 50 名程度

5 宿泊療養施設の運用について

- ・ 入所者は、医療機関または県が用意する移動手段で当該施設に移動
- ・ 入所期間中は外出や面会等の外部との接触は禁止。入所者の費用負担はなし
- ・ 宿泊施設には、看護師及び事務職員が 24 時間常駐
- ・ 医師は、24 時間オンコールで対応